

地域の飲食店を支えるテイクアウト支援 募集要項

※本事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後内容等が変更となる可能性がある。

1 事業目的

外出自粛要請がなされている中で、テイクアウトを実施する地域の飲食店を支援するもの。

2 募集対象事業者

テイクアウトを実施する飲食店

3 事業内容

テイクアウトに取り組む飲食店に対し、テイクアウト商品に割引などの特典を付けていただくことで、一店舗当たり10万円の支援金を支給する。

また、当該店舗情報について、福岡市のホームページ等で広報を行う。

(図1参照)

図1 事業イメージ図



4 事業期間

令和2年5月7日(木)から5月31日(日)まで

5 認定事業者の要件

認定事業者は下記の要件を満たすこと。

- ①市内に店舗を有する飲食店事業者のうち、大企業及び大企業が実質的に経営に参画しているいわゆる「みなし大企業」を除く事業者
 - ※飲食店とは、飲食店又は喫茶店の営業許可を受けているもの
 - ※持ち帰り飲食サービス業（移動販売を含む）、配達飲食サービス業、小売店除く
 - ※大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主に該当しない者とする
- ②事業期間中に概ね10日以上の特典を行うとともに、当該期間中、テイクアウト商品に、以下のような消費者にとって魅力的な特典を付与すること
 - ・テイクアウト商品の割引販売（ただし、割引額は1回当たり1,000円以内とする）
 - ・クーポン など
- ③食品衛生法、食品表示法、酒税法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令を遵守していること
- ④事業の実施に当たり、以下のような感染症対策を十分講じていること
 - ・従業員のマスク・手袋着用
 - ・容器表面や袋、設置場所などのアルコール消毒
 - ・行列対策のための人と人との距離をあける措置や電話・WEBでの予約
 - ・食中毒にも十分配慮がなされていること
- ⑤市町村税を滞納していない者であること
- ⑥団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者でないこと
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

6 事業者の応募

本事業に参画する意向のある事業者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(1) 応募期間

令和2年5月8日（金）から 令和2年5月21日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 応募方法

①オンライン申請

福岡市ホームページに設置する専用申込フォームに必要事項を入力し、「(3) 提出書類」に記載する書類(①を除く)を電子ファイルで添付して申請してください。

②郵送申請

「(3) 提出書類」に記載する書類を、下記提出先に提出すること。

※新型コロナウイルス感染症対策のため持参による提出は受け付けません

【提出先】 〒 810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31

福岡観光コンベンションビューロー（テイクアウト支援担当）

(3) 提出書類

- ① 支援金交付申請書 兼 請求書
- ② 誓約書（必ず申請者が自署すること）
- ③ 営業許可通知書の写しもしくは本人確認書類^(※)の写しのいずれか
※ 1点確認書類：運転免許証，パスポート，身体障がい者手帳等
2点確認書類：健康保険証，介護保険証，年金手帳，年金証書等
- ④ 支援金の振込口座が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とし，無効の応募を行った者を認定した場合はその認定を取り消すことがある。

- ① 要件に満たないものが応募したもの
- ② 応募書類に虚偽の記載があるもの
- ③ 応募期間を過ぎて書類を提出したもの

7 事業者の認定について

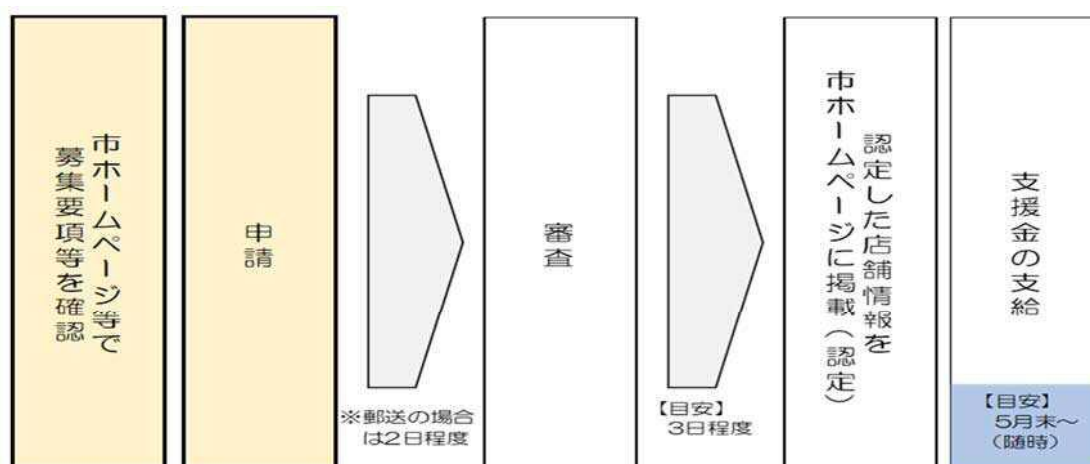
応募期間中，随時受付及び審査を行い，事業者を認定する。認定された事業者の店舗情報については，福岡市ホームページに公表を行い，当該ページへの掲載をもって，認定結果の通知とする。

8 支援金の支給について

令和2年度補正予算成立後，認定を受けた事業者について，5月末から随時，一店舗当たり10万円を支給する。

なお，上記6(4)により，認定の取り消しを行った場合は，支援金の返還を求める場合がある。

9 支援事業の流れ



※ は申請者が行う項目です。

※認定された事業者の店舗情報については，市ホームページへ掲載します。認定結果については，市ホームページにてご確認ください。

※上記の期間は目安であり，申請の多寡等により，前後する場合があります。

10 その他

審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、現地確認を行う場合がある。

【問合せ先】福岡市緊急経済対策実行委員会

(地域の飲食店を支えるテイクアウト支援担当)

TEL：博多区の店舗：080-8397-9256

中央区の店舗：080-8556-3314

東区・南区の店舗：080-8575-7977

城南区・早良区・西区の店舗：080-2784-8052

FAX：092-733-5055

E-mail：takeout@welcome-fukuoka.or.jp

(応募期間中は、毎日午前10時から午後6時までお問合せ可能です。)